江戸時代の \underline{a} 有力な商人の家における相続は、 \underline{b} 武士の家とくらべてどのような特徴をもったか。上の文章に見られる \underline{c} 長男の地位にふれながら、 $\underline{5}$ 行以内で述べよ。

(1) 家の財産は、ご先祖よりの預かりものと心得て、 商家にとって大切なことは、 万端わがままにせず、子孫へ首尾よく相続する 財産を減らさずに子孫に相続する こと。 ように、朝暮心掛けること。 なぜなら 長男が相続する (2) 天子や大名において、次男以下の弟たちはみな、 武士の家= 家を継ぐ長男の家来となる。下々の我々におい ても、次男以下の者は、長男の家来同様の立場 商家= 長男が相続する にあるべきものだ。 長男の成長が思わしくない場合、つまり (3) 長男については、幼少のころから学問をさせる 経営者としての資質・能力に欠けている これに相続させず、分家などの間で相談し、人品 場合は を見て適当な相続者を決めるように。 次男以下の優秀な兄弟 に相続させた。 (4) 血脈の子孫でも、家を滅亡させかねない者へは 血のつながった人物に適任者がいない場合は 家の財産を与えてはならない。<mark>こ</mark>のような場合に → 他家からの養子 は、他人でも役に立ちそうな者を見立て、養子相 は相続させた。 続させること。 (5) 女子は他家へ嫁がされるものだ。親の家に暮らす 女子は として 他家に嫁ぐもの 子供のうちから気ままに育てられると、嫁ぎ先 の家で辛抱することができなくなり、これがつい → 相続権を認められなかった には離縁されるもととなる。親元で厳しくされれ ば、他家にいるほうがかえって楽に思えるように なるものだ。 有力な商家でも武家と同様に が原則であった。 長男が相続すること しかし武家の財産が されている ← **ヒント「足高の制**」 家禄として固定 のに対して、商家の財産は す**る**ため、*←武家と<mark>の差異を強調!</mark>* 経営状態によって変化(増減) 長男が 場合には B 経営者としての資質・能力に欠けている 次男以下の優秀な兄弟 他家からの養子 が相続することもあったが、 他家に嫁ぐもの 相続権を認められなかった(相続権の対象外とされた)。 として 女子は